

令和5年（2023年）12月1日

障害児通所支援事業所
事業所管理者 各位

姫路市健康福祉局福祉総務部
監査指導課長

加配加算に関する運用見直しについて（通知）

平素は、本市障害福祉行政の推進に御理解、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、当課では令和5年9月26日から令和5年11月30日までの間で、ウェブによる動画視聴・資料閲覧形式にて令和5年度の集団指導を実施しました。

集団指導では、障害児通所支援事業所における加配加算に関する運用見直しについて、令和6年度（令和6年4月1日）より、別記のとおり取り扱う旨お知らせしましたが、改めて通知いたします。

該当する事業所においては、体制の整備等を令和5年度末（令和6年3月末）までに行っていただきますようお願いします。

【連絡先】

姫路市健康福祉局福祉総務部
監査指導課（障害指定担当）
電話：079-221-2497
FAX：079-221-2487

記

1 概要

加配加算（児童指導員等加配加算、専門的支援加算）における対象職員
の常勤換算の考え方について、従来の運用を取りやめる。

2 従来の運用

人員基準における常勤職員 1 人以外の従業者について、サービス提供時間
を除いた営業時間帯の勤務時間を加配加算の常勤換算数に加えることが
できる。

ただし、日ごとでサービス提供時間内に勤務していない職員について、当
該加算の常勤時間数に加えることはできない。

3 今後の運用例

【前提条件】

- ・定員 10 人
- ・営業時間 9 時～18 時（常勤 1 週 40 時間、4 週 160 時間）
- ・サービス提供時間 10 時～17 時
- ・A…人員基準要件の常勤職員 1 人 ・ B…他の人員基準の従業者
- ・ C、D…加配加算対象職員

区分	職種 (資格) 区分	資格 等 別 表 に 掲 げ ら れ た 職 種 に 属 す る 職 員 の 数	勤務形 態	氏名	勤務時間																												月計	勤務時間の状況				
					1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28		29	30	1	4週 合計	週平均 勤務時間
直接 支援 職員	児童指導員	□	常勤専従	A	①	休	休	①	①	①	①	①	休	休	①	①	①	①	休	休	①	①	①	①	①	休	休	①	①	①	①	休	休	168:00	160:00	40:00	1.0	
	児童指導員	□	常勤専従	B	①	休	休	①	①	①	①	①	休	休	①	①	①	①	休	休	①	①	①	①	①	休	休	①	①	①	①	休	休	168:00	160:00	40:00	1.0	
		□																																0:00	0:00	0:00	0.0	
		□	サービス提供時間内に 居ける従業者人数	10時00分～17時00分		2	0	0	2	2	2	2	2	0	0	2	2	2	2	2	0	0	2	2	2	2	2	0	0	2	2	2	2	0	0	14:00	13:33	3:33
上記 以外 の加 配職 員	児童指導員	□	非常勤	C	②	休	休	②	②	②	②	②	休	休	②	②	②	②	休	休	②	②	②	②	②	休	休	②	②	②	②	休	休	42:00	40:00	10:00	0.2	
	児童指導員	□	非常勤	D	③	休	休	③	③	③	③	③	休	休	③	③	③	③	休	休	③	③	③	③	③	休	休	③	③	③	③	休	休	105:00	100:00	25:00	0.6	
		□																																0:00	0:00	0:00	0.0	

シフト区分①9:00～18:00（1時間休憩）②10:00～12:00③13:00～18:00

加配加算を適用するためにはC、Dの勤務時間に加え、残り20時間必要であり、従来の運用ではBのサービス提供時間を除いた営業時間帯の勤務時間を加えることで算定可能であったが、今後は加えることができず要件を満たさない。

4 取り扱い開始時期

令和6年度（令和6年4月1日）以降

以上